

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	4 - 303
処分の種類	埋立免許の取消、工作物の除却等			
根拠法令条例等・条項	公有水面埋立法第32条第1項			
処分の概要	竣工認可の告示の日前の違反行為に対する原状回復命令等			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (事例が少なく法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難)			
基準の制定根拠	—			